

県立病院の診療、検査等に関する費用に係る請求権の放棄について

1. 権利放棄の理由

県立病院における診療費等につきましては、未収金の発生防止や早期回収に取り組み、収入未済の縮減に努めているところです。

しかしながら、未収金の中には、相手方が既に死亡している場合や所在不明、自己破産している場合など、これ以上徴収の見込みがないものが含まれています。

今般、これらについて、地方自治法の規定に基づき権利放棄を行い、診療費等にかかる債権について、不納欠損処分を行うものです。

2. 提出議案の概要

今回、地方自治法第96条第1項第10号および医業未収金不納欠損処分取扱要綱の規定に基づき、権利を放棄することにつき議決を求めるものであります。

債務者の自己破産	1名	782,320円
----------	----	----------

(参考)

○地方自治法第96条

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 1 条例を設けまたは改廃すること。
- 2 予算を定めること。
- 3 決算を認定すること。
- 4 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 5 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 6 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 7 不動産を信託すること。
- 8 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- 9 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 10 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 11 以下省略

○医業未収金不納欠損処分取扱要綱

第2条（基準）

次の各号のいずれかに該当する場合は、不納欠損処分を行うことができるものとする。

- (1) 債務者およびその連帯保証人（以下「債務者等」という。）が死亡し、その財産が存在せず、かつ、債務の相続がされていないもの。
- (2) 文書や電話、面談による再三にわたる督促等の相当の徴収努力をしたにもかかわらず、やむを得ない事情で時効期間が経過した診療債権で、時効期間経過後に徴収努力を継続しても徴収することが著しく困難なもので、かつ、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 債務者等の所在が不明で、その財産が存在しないもの。
 - イ 債権金額が少額で、その債権の取り立てに要する経費に満たないと認められるもの。
- (3) 破産法第253条第1項の規定により、債務者等が当該債務について免責されたもの。
- (4) 診療債権の消滅時効が完成し、債務者等がその援用をしたもの。

県立病院における権利放棄の状況

●議決による権利放棄（債務者一人あたり200,001円以上のもの）

	平成23年度		平成24年度		平成25年度(今回)	
	人数	債権金額	人数	債権金額	人数	債権金額
債務者死亡	1	200,550	3	991,010	0	0
所在不明	0	0	4	2,944,536	0	0
少額債権	0	0	0	0	0	0
自己破産	1	270,600	2	997,570	1	782,320
計	2	471,150	9	4,933,116	1	782,320

●知事専決による権利放棄（債務者一人あたり200,000円以下のもの）

	平成23年度		平成24年度		平成25年度(今回)	
	人数	債権金額	人数	債権金額	人数	債権金額
債務者死亡	5	456,894	5	555,707	3	138,676
所在不明	7	232,248	17	760,427	14	281,121
少額債権	10	20,590	0	0	0	0
自己破産	0	0	1	77,599	2	301,362
計	22	709,732	23	1,393,733	19	721,159

(参考)

◆未収金の推移

	平成23年5月末 (H22年度決算ベース)		平成24年5月末 (H23年度決算ベース)		平成25年5月末 (H24年度決算ベース)	
	件数	未収金額	件数	未収金額	件数	未収金額
前年度末残高	1,037	92,445,066	860	82,186,144	775	77,773,505
過年度分回収額	288	16,829,744	269	19,783,307	230	15,913,819
不納欠損額 (時効の援用含む)	150	12,308,938	25	1,215,532	35	6,674,554
当年度発生高	261	18,879,760	209	16,586,200	150	12,939,170
未収金合計	860	82,186,144	775	77,773,505	660	68,124,302

県立病院における未収金の発生防止・回収策

発生防止策

- ・ 保険証等による確認
- ・ 入院保証書の徴取
- ・ 医療相談窓口における相談
- ・ 高額療養費制度等各種制度の活用
- ・ 分割支払い等の受付
- ・ クレジットカードによる診療費の支払い



回収策

病院による回収

- 未納者の早期把握
- 文書、電話、訪問による催告
- 回収強化期間を設定し集中徴収
- 医療相談窓口における各種相談
- 滞納整理員（囑託員）による回収

外部委託

委託先：弁護士法人事務所
 委託内容：未収金の支払案内業務を委託（文書による案内、住所調査、収納業務）

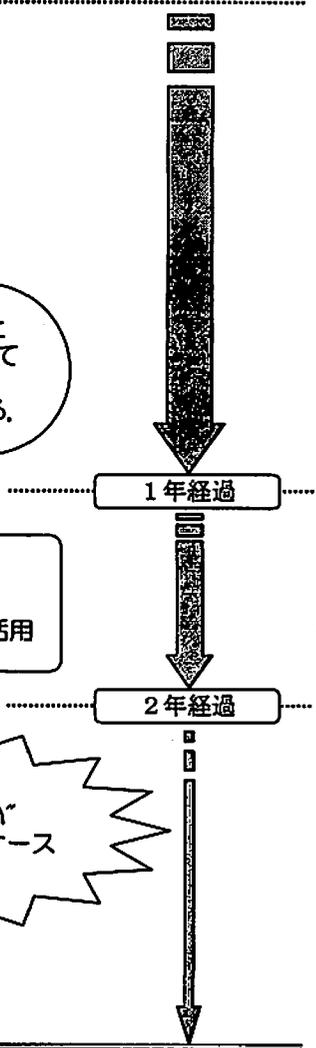
法的措置

民事訴訟法に基づく裁判所からの支払督促
 〃 少額訴訟による支払請求
 ⇒ 督促等でも支払わない場合、強制執行実施

文書等による催告と併せて、機会を捉えて未納者から「債務の承認」を得る。

回収が困難な未収金について民間のノウハウを活用

“支払えるのに支払わない”
 といった悪質なケースの発生を抑止



消滅時効経過（3年）

債務者から時効の援用

請求権の権利放棄

議会の議決
 知事の専決処分

不納欠損処分

- 債務者の死亡
- 債務者の所在不明
- 債権金額の少額
- 債務者の破産
- 時効の完成かつ援用